

発言通告書

- ①. 代表質問 2. 一般質問 3. 質疑 4. 討論 5. 緊急質問

江戸川区議会議長
島村 和成 殿

江戸川区議会議員

10番 牧野 けんじ



江戸川区議会会議規則第50条第1項の規定により、下記のとおり通告します。

記

発言事項・要旨	答弁者
1、戦争終結と核兵器のない世界へのとりくみを	区長
(1) イランでの戦争の終結に向け、憲法9条の立場で国際社会と連携して外交努力を強めるよう政府にはたらきかけを	
(2) 区の平和都市宣言にある「過去幾多の困難を乗り越え、平和で安住できるまちになった」もとは、憲法第9条の存在があったと考えるが、区長の認識は	
(3) 世界で「力による支配」「核抑止力」の主張が大きくなっていることへの認識および平和首長会議同様、国に対して核兵器禁止条約の署名・批准を求めるべきでは	
2、イラン情勢の区内影響の実態把握と事業者、区民支援を	区長
(1) 区内事業者に対しアウトリーチ型の聞き取り実態調査を。また、区が利子などを負担する独自の融資制度の実施を	
(2) 事業者への持続化給付金のような支援、さらなる物価高騰対策の給付金など区民生活支援が実施されるよう国へ強くはたらきかけを	
3、学校改築の今後について	区長
(1) 学校改築工事の入札が不調となった場合の再公告までの期間の取り決めは。入札参加希望申請がなく不調となった中小岩小改築本体工事の後は	
(2) 万が一、入札不調から随意契約とする際の法解釈について、特に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の解釈は抑制的とすることなど、区の基本的な考え方の整理を	
4、再開発によるまちづくりの今後について	区長
(1) JR小岩駅北口地区市街地再開発事業における公共施設管理者負担金の現状と今後の見通しについて	
(2) 南小岩七丁目駅前地区市街地再開発事業の検討状況と、今後の区の再開発の考え方について	

5、安心して住める江戸川区を	区長
(1) 国の「住生活基本計画」から「最低居住面積水準」が削除された影響について、区の住宅マスタープランなど区の方針の今後は	
(2) オーナーチェンジにともなう賃貸住宅トラブルへの対応について、区民への基礎知識の啓発と相談窓口の周知を積極的に行うべきでは	
(3) 自治体の住宅政策の柱となる住宅基本条例を本区でも制定すべきでは	